

令和5年度能美市予算書

一般会計

特別会計

国民健康保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

介護保険特別会計

温泉事業特別会計

企業会計

水道事業会計

工業用水道事業会計

下水道事業会計

国民健康保険能美市立病院事業会計

議案第16号

令和5年度能美市一般会計予算

令和5年度能美市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,820,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（報酬に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月28日提出

能美市長 井 出 敏 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		8, 8 6 0, 0 0 0
	1 市 民 税	3, 4 5 1, 4 0 0
	2 固定資産税	4, 3 4 9, 0 0 0
	3 軽自動車税	1 5 4, 4 0 0
	4 市たばこ税	2 9 0, 0 0 0
	5 入 湯 税	4, 2 0 0
	6 都市計画税	6 1 1, 0 0 0
2 地方譲与税		2 0 0, 6 4 4
	1 地方揮発油譲与税	4 8, 0 0 0
	2 自動車重量譲与税	1 4 3, 0 0 0
	3 森林環境譲与税	9, 6 4 4
3 利子割交付金		1, 9 0 0
	1 利子割交付金	1, 9 0 0
4 配当割交付金		3 5, 0 0 0
	1 配当割交付金	3 5, 0 0 0
5 株式等譲渡所得割交付金		2 3, 0 0 0
	1 株式等譲渡所得割交付金	2 3, 0 0 0

(単位：千円)

款	項	金 額
6 法人事業税交付金		1 4 7, 0 0 0
	1 法人事業税交付金	1 4 7, 0 0 0
7 地方消費税交付金		1, 2 8 0, 0 0 0
	1 地方消費税交付金	1, 2 8 0, 0 0 0
8 ゴルフ場利用税交付金		3 7, 0 0 0
	1 ゴルフ場利用税交付金	3 7, 0 0 0
9 環境性能割交付金		1 6, 0 0 0
	1 環境性能割交付金	1 6, 0 0 0
10 地方特例交付金		6 6, 0 0 0
	1 地方特例交付金	6 2, 0 0 0
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補てん特別交付金	4, 0 0 0
11 地方交付税		4, 6 0 0, 0 0 0
	1 地方交付税	4, 6 0 0, 0 0 0
12 交通安全対策特別交付金		3, 3 0 0
	1 交通安全対策特別交付金	3, 3 0 0
13 分担金及び負担金		2 8 7, 5 9 7

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 分 担 金	1 4, 0 8 4
	2 負 担 金	2 7 3, 5 1 3
14 使用料及び手数料		3 0 5, 4 6 3
	1 使 用 料	2 1 2, 7 8 5
	2 手 数 料	9 2, 6 7 8
15 国庫支出金		2, 8 4 5, 5 5 8
	1 国庫負担金	1, 7 0 1, 1 8 6
	2 国庫補助金	1, 1 3 4, 0 6 5
	3 国庫委託金	1 0, 3 0 7
16 県支出金		1, 3 5 7, 4 3 6
	1 県負担金	7 7 4, 4 5 7
	2 県補助金	4 6 6, 0 4 3
	3 県委託金	1 1 6, 9 3 6
17 財産収入		1 1, 3 8 6
	1 財産運用収入	9, 3 8 5
	2 財産売払収入	2, 0 0 1
18 寄 附 金		1 3 0, 3 6 1

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 寄 附 金	1 3 0, 3 6 1
19 繰 入 金		2, 0 8 3, 1 6 2
	1 基金繰入金	2, 0 5 4, 4 8 1
	2 特別会計繰入金	2 8, 6 8 1
20 繰 越 金		5 0, 0 0 0
	1 繰 越 金	5 0, 0 0 0
21 諸 収 入		3 3 9, 7 1 3
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 預 金 利 子	1 6 6
	3 貸付金元利収入	4 0, 0 0 0
	4 受託事業収入	2 7, 8 5 0
	5 雑 入	2 7 1, 6 9 5
22 市 債		4, 1 3 9, 4 8 0
	1 市 債	4, 1 3 9, 4 8 0
歳 入	合 計	2 6, 8 2 0, 0 0 0

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		2 0 1, 2 7 0
	1 議 会 費	2 0 1, 2 7 0
2 総 務 費		2, 8 1 7, 2 1 8
	1 総務管理費	2, 4 1 7, 3 7 5
	2 徴 税 費	2 7 5, 1 8 5
	3 戸籍住民基本台帳費	9 0, 1 1 0
	4 選 挙 費	1 3, 1 4 7
	5 統計調査費	4, 3 1 0
	6 監査委員費	1 7, 0 9 1
3 民 生 費		9, 0 2 8, 5 1 8
	1 社会福祉費	4, 1 3 2, 1 3 8
	2 児童福祉費	4, 5 6 2, 0 5 5
	3 生活保護費	3 3 3, 7 2 6
	4 災害救助費	5 9 9
4 衛 生 費		2, 0 1 5, 9 7 3
	1 保健衛生費	1, 0 3 1, 1 3 6
	2 環境衛生費	2 6 7, 1 7 2

(単位：千円)

款	項	金 額
	3 清 掃 費	7 1 7, 6 6 5
5 労 働 費		3 7, 1 9 8
	1 労 働 諸 費	3 7, 1 9 8
6 農林水産業費		3 7 7, 8 9 8
	1 農 業 費	3 3 5, 7 1 4
	2 林 業 費	4 1, 7 1 7
	3 水 産 業 費	4 6 7
7 商 工 費		4 7 2, 9 3 5
	1 商 工 費	4 7 2, 9 3 5
8 土 木 費		2, 5 3 8, 9 9 8
	1 土木管理費	1 2 5, 0 7 9
	2 道路橋りょう費	8 3 9, 6 9 5
	3 河 川 費	3 8 6, 9 2 7
	4 都市計画費	1, 0 9 4, 7 2 3
	5 住 宅 費	9 2, 5 7 4
9 消 防 費		1, 4 0 8, 1 2 9
	1 消 防 費	1, 4 0 8, 1 2 9

(単位：千円)

款	項	金 額
10 教 育 費		2, 9 1 0, 2 9 8
	1 教育総務費	4 5 6, 1 6 9
	2 小学校費	4 0 1, 2 0 2
	3 中学校費	1 8 8, 8 9 4
	4 社会教育費	8 7 9, 2 4 6
	5 保健体育費	9 8 4, 7 8 7
11 災害復旧費		6 4, 2 5 0
	1 災害復旧費	6 4, 2 5 0
12 公 債 費		4, 8 6 4, 7 7 2
	1 公 債 費	4, 8 6 4, 7 7 2
13 諸支出金		6 2, 5 4 3
	1 基 金 費	6 2, 5 4 3
14 予 備 費		2 0, 0 0 0
	1 予 備 費	2 0, 0 0 0
歳 出	合 計	2 6, 8 2 0, 0 0 0

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
能美市土地開発公社に対する債務保証	令和 5 年度	金融機関が能美市土地開発公社に事業資金40億円を貸し付けたことに係る債務保証については、支払い完了までの期間に対し年利5%以内の割合で算定される利子相当額を加算した額を限度とする

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等	千円 161,400	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内（た だし、利率見直し 方式で借り入れる 場合は、当該見直 し後の利率）	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合に は、その債権者と協定するものと する。ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期間を短縮 し、もしくは繰上償還又は低利債 に借換することができる。
公営住宅建設事業	34,900			
単独災害復旧事業	31,800			
学校教育施設等整備事業	48,200			
社会福祉施設整備事業	119,700			
一般補助施設整備等事業	43,700			
一般事業	95,300			
地域活性化事業	433,100			
防災対策事業	4,500			
緊急防災・減災事業	227,800			
公共施設等適正管理推進事業	272,200			
緊急自然災害防止対策事業	365,800			
脱炭素化推進事業	85,700			
臨時財政対策債	200,000			
借換債	2,015,380			
計	4,139,480			

議案第17号

令和5年度能美市国民健康保険特別会計予算

令和5年度能美市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,190,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月28日提出

能美市長 井 出 敏 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		8 2 4, 0 8 8
	1 国民健康保険税	8 2 4, 0 8 8
2 使用料及び手数料		1 0
	1 手 数 料	1 0
3 国庫支出金		1 2 5
	1 国庫補助金	1 2 5
4 県支出金		2, 9 6 5, 1 6 1
	1 県負担金・補助金	2, 9 6 5, 1 6 1
5 財産収入		3 6 7
	1 財産運用収入	3 6 7
6 寄 附 金		1 0
	1 寄 附 金	1 0
7 繰 入 金		3 9 9, 1 2 7
	1 一般会計繰入金	3 0 2, 1 6 8
	2 基金繰入金	9 6, 9 5 9
8 繰 越 金		1 0
	1 繰 越 金	1 0

(単位：千円)

款	項	金 額
9 諸 収 入		1, 1 0 2
	1 延滞金加算金及び過料	1, 0 4 0
	2 預 金 利 子	1 0
	3 雑 入	5 2
歳 入	合 計	4, 1 9 0, 0 0 0

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		5 4, 8 8 3
	1 総務管理費	4 8, 5 5 4
	2 徴 収 費	6, 0 6 4
	3 運営協議会費	2 6 5
2 保険給付費		2, 9 0 4, 8 6 8
	1 療 養 諸 費	2, 5 2 1, 5 8 5
	2 高額療養費	3 6 7, 1 1 7
	3 移 送 費	6 0
	4 出産育児諸費	1 2, 5 0 6
	5 葬 祭 諸 費	3, 6 0 0
3 国民健康保険事業費納付金		1, 1 6 8, 5 8 3
	1 医療給付費分	7 9 1, 9 5 2
	2 後期高齢者支援分	2 7 8, 5 9 8
	3 介護納付金分	9 8, 0 3 3
4 共同事業拠出金		1 0
	1 共同事業拠出金	1 0
5 保健事業費		5 0, 3 4 4

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 保健事業費	1 9, 6 6 6
	2 特定健康診査等事業費	3 0, 6 7 8
6 基金積立金		3 6 7
	1 基金積立金	3 6 7
7 公 債 費		5 0 0
	1 公 債 費	5 0 0
8 諸支出金		9, 4 4 5
	1 償還金及び還付加算金	4, 7 1 8
	2 繰 出 金	4, 7 2 7
9 予 備 費		1, 0 0 0
	1 予 備 費	1, 0 0 0
歳 出 合 計		4, 1 9 0, 0 0 0

議案第18号

令和5年度能美市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度能美市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ713,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）後期高齢者医療広域連合納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月28日提出

能美市長 井 出 敏 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		5 4 0, 7 7 7
	1 後期高齢者医療保険料	5 4 0, 7 7 7
2 使用料及び手数料		2 0
	1 手 数 料	2 0
3 寄 附 金		1 0
	1 寄 附 金	1 0
4 繰 入 金		1 7 1, 3 8 3
	1 一般会計繰入金	1 7 1, 3 8 3
5 繰 越 金		1 0
	1 繰 越 金	1 0
6 諸 収 入		8 0 0
	1 延滞金及び過料	2 0
	2 償還金及び還付加算金	7 5 0
	3 雑 入	3 0
歳 入 合 計		7 1 3, 0 0 0

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		9, 6 9 5
	1 総務管理費	7 1 5
	2 徴 収 費	8, 9 8 0
2 後期高齢者医療広域連合納付金		7 0 2, 4 8 5
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	7 0 2, 4 8 5
3 諸 支 出 金		7 6 0
	1 償還金及び還付加算金	7 5 0
	2 繰 出 金	1 0
4 予 備 費		6 0
	1 予 備 費	6 0
歳 出	合 計	7 1 3, 0 0 0

議案第19号

令和5年度能美市介護保険特別会計予算

令和5年度能美市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,638,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月28日提出

能美市長 井 出 敏 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		1, 0 4 8, 4 1 5
	1 介護保険料	1, 0 4 8, 4 1 5
2 使用料及び手数料		4 2
	1 手 数 料	4 2
3 国庫支出金		1, 0 2 4, 6 8 5
	1 国庫負担金	7 8 6, 4 9 3
	2 国庫補助金	2 3 8, 1 9 2
4 支払基金交付金		1, 2 1 4, 9 9 2
	1 支払基金交付金	1, 2 1 4, 9 9 2
5 県支出金		6 5 8, 4 4 7
	1 県 負 担 金	6 3 7, 0 2 6
	2 県 補 助 金	2 1, 4 2 1
6 財 産 収 入		1 2 5
	1 財産運用収入	1 2 5
7 寄 附 金		1 0
	1 寄 附 金	1 0
8 繰 入 金		6 9 1, 1 4 7

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 一般会計繰入金	6 8 1, 1 4 7
	2 基金繰入金	1 0, 0 0 0
9 繰 越 金		3 0
	1 繰 越 金	3 0
10 諸 収 入		1 0 7
	1 延滞金、加算金及び過料	4 0
	2 預 金 利 子	1 0
	3 受託事業収入	1 0
	4 雑 入	4 7
歳 入	合 計	4, 6 3 8, 0 0 0

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		7 8, 4 5 8
	1 総務管理費	3 9, 0 5 7
	2 徴 収 費	4, 1 5 2
	3 介護認定審査会費	3 5, 2 4 9
2 保険給付費		4, 3 8 0, 0 0 0
	1 介護サービス等諸費	4, 0 4 9, 6 6 0
	2 介護予防サービス等諸費	9 9, 0 9 0
	3 その他諸費	2, 8 0 0
	4 高額介護サービス等費	9 3, 0 0 0
	5 高額医療合算介護サービス等費	1 3, 5 5 0
	6 特定入所者介護サービス等費	1 2 1, 9 0 0
3 財政安定化基金拠出金		1 0
	1 財政安定化基金拠出金	1 0
4 地域支援事業費		1 4 6, 3 7 3
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	9 9, 5 0 8
	2 包括的支援事業・任意事業	4 6, 8 6 5

(単位：千円)

款	項	金 額
5 保健福祉事業費		4, 5 0 0
	1 保健福祉事業費	4, 5 0 0
6 基金積立金		1 2 5
	1 基金積立金	1 2 5
7 公 債 費		4 0
	1 公 債 費	4 0
8 諸支出金		2 8, 2 9 4
	1 償還金及び還付加算金	1, 5 9 0
	3 繰 出 金	2 6, 7 0 4
9 予 備 費		2 0 0
	1 予 備 費	2 0 0
歳 出 合 計		4, 6 3 8, 0 0 0

議案第20号

令和5年度能美市温泉事業特別会計予算

令和5年度能美市の温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000千円と定める。

令和5年2月28日提出

能美市長 井 出 敏 朗

（能美市温泉事業特別会計）

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		9, 8 0 0
	1 使 用 料	9, 8 0 0
2 財 産 収 入		6
	1 財産運用収入	6
3 繰 入 金		1 5, 8 7 5
	1 基金繰入金	5, 8 7 5
	3 一般会計繰入金	1 0, 0 0 0
4 繰 越 金		1 9
	1 繰 越 金	1 9
歳 入 合 計		2 5, 7 0 0

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 温泉事業費		2 5, 6 9 4
	1 温泉事業費	2 5, 6 9 4
2 諸支出金		6
	1 基金費	6
歳 出 合 計		2 5, 7 0 0

議案第21号

令和5年度能美市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度能美市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数	20,526戸
(2)	年間総配水量	7,052,790m ³
(3)	一日平均配水量	19,322m ³
(4)	主要な建設改良事業	
	1. 配水施設拡張事業	
	2. 配水管改良事業	
	3. 施設改良事業	
	4. 営業設備費	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	水道事業収益		1,080,900千円
第1項	営業収益		930,999千円
第2項	営業外収益		149,901千円
	支	出	
第1款	水道事業費用		909,100千円
第1項	営業費用		852,430千円
第2項	営業外費用		56,210千円
第3項	特別損失		460千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額346,500千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額62,058千円、過年度分損益勘定留保資金202,442千円、建設改良積立金20,000千円及び減債積立金62,000千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		528,900千円
第1項 企業債		474,900千円
第2項 工事負担金		31,600千円
第3項 分担金		22,400千円
支 出		
第1款 資本的支出		875,400千円
第1項 建設改良費		518,200千円
第2項 企業債償還金		357,200千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
能美市上下水道料金等業務委託	令和5年度～令和10年度	218,790千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管改良事業	385,900千円	普通貸借又は証書借入 借入時期は令和5年度とする。ただし、工事の進捗状況等により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
施設改良事業	89,000千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費

31,619千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、15,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第11条 水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、43,400千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

(種類)

構築物

機械及び装置

機械及び装置

(名称)

配水管

配水施設

メーター

(数量)

φ50～150 L=2, 171.9m

一式

一式

(2) 処分する資産

(種類)

構築物

機械及び装置

機械及び装置

(名称)

配水管

配水施設

メーター

(数量)

φ50～150 L=2, 171.9m

一式

一式

令和5年2月28日提出

能美市長 井出敏朗

議案第22号

令和5年度能美市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度能美市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数		11社
(2) 年間総配水量	辰口寺井地区工業用水道	16,702,400 m ³
	根上地区工業用水道	3,914,000 m ³
(3) 一日平均配水量	辰口寺井地区工業用水道	45,760 m ³
	根上地区工業用水道	10,723 m ³
(4) 主要な建設改良工事	辰口寺井地区工業用水道事業施設改良事業	
	辰口寺井地区工業用水道事業施設拡張事業	
	根上地区工業用水道事業施設改良事業	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 辰口寺井地区工業用水道事業収益		430,400千円
第1項 営業収益		335,910千円
第2項 営業外収益		94,490千円

第2款 根上地区工業用水道事業収益	119,100千円
第1項 営業収益	117,200千円
第2項 営業外収益	1,900千円

支 出

第1款 辰口寺井地区工業用水道事業費用	367,300千円
第1項 営業費用	344,378千円
第2項 営業外費用	22,922千円
第2款 根上地区工業用水道事業費用	93,100千円
第1項 営業費用	81,070千円
第2項 営業外費用	12,030千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額211,300千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額63,516千円、過年度分損益勘定留保資金106,184千円及び減債積立金41,600千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 辰口寺井地区工業用水道事業資本的収入	436,200千円
第1項 企業債	436,200千円
第2款 根上地区工業用水道事業資本的収入	43,800千円
第1項 企業債	43,800千円

支 出

第1款 辰口寺井地区工業用水道事業資本的支出	577,000千円
第1項 建設改良費	470,800千円
第2項 企業債償還金	106,200千円
第2款 根上地区工業用水道事業資本的支出	114,300千円
第1項 建設改良費	46,700千円
第2項 企業債償還金	67,600千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
辰口寺井地区工業用水道事業 (施 設 改 良 事 業)	87,500千円	証書借入 借入時期は令和5年度とする。ただし、工事の進捗状況等により起債の全部又は一部を翌年度以降に繰り越して借り入れることができる。	年利5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金その他借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えすることができる。
辰口寺井地区工業用水道事業 (施 設 拡 張 事 業)	348,700千円			
根上地区工業用水道事業 (施 設 改 良 事 業)	43,800千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款辰口寺井地区工業用水道事業費用及び第2款根上地区工業用水道事業費用の同一款内の間のうち第1項
営業費用及び第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその
経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 24,256千円

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

- (1) 取得する資産

1. 辰口寺井地区工業用水道事業施設改良事業

(種類)	(名称)	(数量)
機械及び装置	機械電気設備	一式

2. 辰口寺井地区工業用水道事業施設拡張事業

(種類)	(名称)	(数量)
機械及び装置	送水ポンプ	一式
機械及び装置	量水器	一式

3. 根上地区工業用水道事業施設改良事業

(種類)	(名称)	(数量)
機械及び装置	機械電気設備	一式

(2) 処分する資産

1. 辰口寺井地区工業用水道事業施設改良事業

(種類)

(名称)

(数量)

機械及び装置

機械電気設備

一式

2. 根上地区工業用水道事業施設改良事業

(種類)

(名称)

(数量)

機械及び装置

機械電気設備

一式

令和5年2月28日提出

能美市長 井 出 敏 朗

議案第23号

令和5年度能美市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度能美市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 公共下水道事業

(1) 接続戸数	16,992戸
(2) 水洗化人口	46,319人
(3) 年間総処理水量	5,765,936m ³
(4) 一日平均処理水量	15,797m ³
(5) 主要な建設改良事業	
イ 下水道管渠の延伸及び管渠施設の耐震化	570,700千円
ロ 流域下水道事業の建設に要する経費の負担	91,100千円

2 農業集落排水事業

(1) 接続戸数	760戸
(2) 水洗化人口	1,870人
(3) 年間総処理水量	211,333m ³
(4) 一日平均処理水量	579m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 公共下水道事業収益		1,640,300千円
第1項 営業収益		784,179千円
第2項 営業外収益		856,111千円
第3項 特別利益		10千円
第2款 農業集落排水事業収益		98,100千円
第1項 営業収益		25,836千円
第2項 営業外収益		72,262千円
第3項 特別利益		2千円
	支	出
第1款 公共下水道事業費用		1,594,300千円
第1項 営業費用		1,435,150千円
第2項 営業外費用		158,650千円
第3項 特別損失		500千円
第2款 農業集落排水事業費用		106,000千円
第1項 営業費用		104,470千円
第2項 営業外費用		1,380千円
第3項 特別損失		150千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対して不足する額500,700千円は、過年度分損益勘定留保資金450,991千円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額23,309千円及び減債積立金26,400千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款	公共下水道事業資本的收入	1,780,300千円
第1項	企業債	1,122,200千円
第2項	他会計補助金	280,815千円
第3項	補助金	139,500千円
第4項	受益者負担金	96,485千円
第5項	工事負担金	41,300千円
第6項	繰入金	100,000千円
第2款	農業集落排水事業資本的收入	59,100千円
第1項	企業債	8,800千円
第2項	分担金	300千円
第3項	工事負担金	50,000千円
支 出		
第1款	公共下水道事業資本的支出	2,243,800千円
第1項	建設改良費	661,800千円
第2項	企業債償還金	1,582,000千円
第2款	農業集落排水事業資本的支出	96,300千円
第1項	建設改良費	51,500千円
第2項	企業債償還金	44,800千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業 (建設負担金)	91,000千円	証書借入 借入時期は令和5 年度とする。ただ し、工事の進捗状況 等により起債の全部 又は一部を翌年度以 降に繰り越して借り 入れることができる。	年利5.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 資金について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし、企業財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若 しくは繰上償還又は低 利に借り換えすること ができる。
公共下水道事業 (管渠布設・耐震化)	347,600千円			
資本費平準化債	627,600千円			
下水道事業債 特別措置分	64,800千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 公共下水道事業 | 400,000千円 |
| (2) 農業集落排水事業 | 40,000千円 |

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款公共下水道事業費用及び第2款農業集落排水事業費用の同一款内の間のうち第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 29,798千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

(1) 公共下水道事業 713,990千円

(2) 農業集落排水事業 32,671千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
(1) 取得する資産	構築物	下水道管渠布設 (東部処理分区ほか)	L=961.0m

令和5年2月28日提出

能美市長 井 出 敏 朗

議案第24号

令和5年度国民健康保険能美市立病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度国民健康保険能美市立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1)病 院

一般病棟 74床 (内訳：急性期一般病床 39床 (うち休床4床)、地域包括ケア病床 35床)

療養病棟 26床 (内訳：医療療養病床 26床)

入 院 (年間)	28,042人	入 院 (1日平均患者数)	76.6人
----------	---------	---------------	-------

外 来 (年間)	52,644人	外 来 (1日平均患者数)	196.4人
----------	---------	---------------	--------

(2)介護老人保健施設

入所定員 (短期入所を含む)	74人	通所リハビリテーション定員	25人
----------------	-----	---------------	-----

入所者 (年間)	25,986人	入所者 (1日平均利用者数)	71人
----------	---------	----------------	-----

通所者 (年間)	4,941人	通所者 (1日平均利用者数)	19.3人
----------	--------	----------------	-------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収 入)		(支 出)	
第1款 病院事業収益	2,300,000千円	第1款 病院事業費用	2,300,000千円
第1項 医業収益	1,753,511千円	第1項 医業費用	2,278,660千円
第2項 医業外収益	546,486千円	第2項 医業外費用	21,039千円
第3項 特別利益	3千円	第3項 特別損失	201千円
		第4項 予備費	100千円
第2款 介護老人保健施設事業収益	482,000千円	第2款 介護老人保健施設事業費用	466,000千円
第1項 営業収益	425,632千円	第1項 営業費用	461,288千円
第2項 営業外収益	56,366千円	第2項 営業外費用	4,710千円
第3項 特別利益	2千円	第3項 特別損失	2千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収 入)		(支 出)	
第1款 病院事業資本的収入	687,912千円	第1款 病院事業資本的支出	739,000千円
第1項 企業債	618,300千円	第1項 建設改良費	632,203千円
第2項 負担金	55,860千円	第2項 企業債償還金	106,797千円
第3項 補助金	13,751千円		
第4項 寄附金	1千円		

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額51,088千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんする。

(収 入)		(支 出)	
第2款 介護老人保健施設事業資本的収入	1千円	第2款 介護老人保健施設事業資本的支出	51,100千円
第1項 寄附金	1千円	第1項 建設改良費	6,583千円
		第2項 企業債償還金	44,517千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額51,099千円は当年度分損益勘定留保資金23,434千円、減債積立金27,665千円で補てんする。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(病院) 施設整備事業 医療機器整備事業	21,700千円 596,600千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借りる 場合は、当該見直し後の 利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。ただし、その債権者と市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 病 院 第1項医業費用、第2項医業外費用、第3項特別損失
(2) 介護老人保健施設 第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)病	院	職員給与費	1, 3 6 1, 9 4 8 千円	交際費	3 2 0 千円
(2)介護老人保健施設		職員給与費	3 1 3, 0 4 3 千円	交際費	1 4 0 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1)病	院	4 2 3, 0 1 9 千円	救急医療の確保に要する経費	8 0, 5 2 9 千円
			医師等の研究研修に要する経費	2, 5 0 0 千円
			保健衛生行政事務に要する経費	3 6, 7 1 5 千円
			追加費用に要する経費	8, 7 8 5 千円
			児童手当に要する経費	8, 5 7 5 千円
			基礎年金拠出金に要する経費	3 7, 5 9 0 千円
			医師確保対策に要する経費	7, 4 0 6 千円
			企業債償還利子に要する経費	1, 2 9 7 千円
			不採算地区病院の運営に要する経費	9 2, 3 0 0 千円
			高度医療に要する経費	3 6, 3 6 2 千円
			企業債償還元金に要する経費	5 5, 8 6 0 千円
			経営安定に要する経費	5 0, 0 0 0 千円
(2)介護老人保健施設		5 0, 0 0 0 千円	経営安定に要する経費	5 0, 0 0 0 千円

(たな卸資産購入費の購入限度額)

第10条 たな卸資産購入費の購入限度額は、次のとおりと定める。

(1)病 院 250,281千円

(2)介護老人保健施設 18,819千円

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量	備 考
建物附帯設備	別館改修	1式	市立病院
	本館給排水設備改修	1式	
器械及び備品	医療情報システム	1式	市立病院
	超音波画像診断装	1式	
	高圧蒸気滅菌装置	1式	
	生体情報モニタ	1式	
	心電図検査装置	1式	
	無眼瞳眼底カメラ	1式	

令和5年2月28日提出

能美市長 井 出 敏 朗